

議案第59号

鯖江市個人情報保護条例等の一部改正について

鯖江市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月25日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(鯖江市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鯖江市個人情報保護条例（平成10年鯖江市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鯖江市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条および第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江市個人情報保護条例および鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。